

## 新津農業振興地域整備計画書のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外  
 (2) 変更概要

付図番号	除外箇所 (大字, 字, 地番)	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	新潟市秋葉区程島字萱ノ中 1947 番 1 外 44 筆	農地	法第 13 条第 2 項該当 具体的な理由：病院及び介護老人保健施設の移転新築のため	38,880 m <sup>2</sup> (田) 292.43 m <sup>2</sup> (雑種地) 1,016.16 m <sup>2</sup> (法定外公共物) 計 40,188.59 m <sup>2</sup>	病院・高齢者福祉施設用地

## 2 変更理由

## 【経済事情の変遷その他情勢の推移】

## ○病院及び介護老人保健施設の移転

新潟市秋葉区新津地域において、申出 A 病院及び申出 B 介護老人保健施設の移転を行うものである。

申出者は、その前身として昭和 35 年（1960 年）に設立された C 保健センターにその歴史が始まる。その後 D 保健センター、E 診療所の開設などを経て昭和 58 年（1983 年）、現在地に開院し、地域住民の「近くですぐにかかれる病院」という願いを実現した。現在、24 の診療科目と一般病床 174 床を設置した総合病院として、第一次及び第二次救急医療機能を有し、秋葉区唯一の腫瘍センターを持ち、癌化学療法や免疫細胞療法を行う等、当該地域医療になくしてはならない重要な医療機関の一翼を担っている。

また、同じく秋葉区新津地域にある総合病院 F との連携については、F 病院が急性期医療に重点を置くのに対し、申出病院は回復期から療養期、介護に至る過程に注力するという「役割分担」を互いに認識して業務にあたっている。

介護老人保健施設は家庭での療養や介護が困難な方や寝たきりの方、または認知症の方の自立と家庭復帰を支援する施設であり、新潟市秋葉区において、この介護機能も継続して確保する必要がある。

高齢者の診療では総合診療科を中心に多くの専門科による対応が不可欠だが、現状は外来スペースが狭く、外科、整形外科などの外科系の診察にも支障をきたしており、区画の変更、パーテーションの移動など工夫をしているが、患者等にかかり不自由を強いている状況である。また、高齢者の診療科科目を重複して受診する際にも待合いや通路などが、車いす対応しておらず、人の流れに配慮した構成を行わなければならない。これに感染対策などを考慮すると外来・入院診療には一定の空間確保が不可欠である。しかし、既存病院は築後約 40 年経過しており、建築構造的な制約から、これ以上医療の質と機能をたかめていくことができない状況にある。また、介護老人保健施設についても約 26 年経過しており、老朽化やプライバシー保護、感染対策上の問題等があり、現施設での対応が難しい状況にある。

このため、現在秋葉区や近隣区市町村の地域住民の医療と健康を守っていくため、最新の医療を提供し治療・療養環境を高めていくことを目的として、早急に移転を行うべく新たな病院を建設しようとするものである。

既存建物での耐震診断では判定値を満たせていない部分もあり、外来患者等の駐車スペースも足りない中、敷地内での建て替えは困難である。

位置選定にあたっては、F 病院との連携や地域カバー範囲を考慮のうえ新津西部地区に建設できること、医療施設、介護施設の移設にあたり、必要最小限の面積が確保できること、幹線道路に面し緊急車両の搬送患者及び通院等の交通アクセスに支障がないこと、自然災害の危険度が低いこと、等の立地条件により絞り込みを行い、市

申出 A 病院  
申出 B 施設

C 保健センター  
D 保健センター

E 診療所  
F 病院

街化区域内及び農用地区域外の土地で候補地を比較検討したが、自然災害の危険性や交通アクセスの支障、面積要件の不足等の理由から適地を確保することができなかった。このため、農振農用地区域内の候補地を検討した結果、変更後の土地利用への支障がなく、立地条件も満たすことができることから、やむなく当該地を選定したものである。

当該地は農用地区域内ではあるものの、2辺が市街化区域に隣接し1辺は市道で分断されている農用地区域の外縁部に位置していることから農用地の集团的土地利用及び周辺農地に支障を及ぼす恐れはない。

病院施設の規模については、医療法・介護保険法等への対応による施設基準の適合はもとより、高齢化に適応した地域密着型医療の実現のため、高齢化に伴う需要増加が予測される診療領域強化を図り、予防から看取りまでの地域内ワンストップ診療を実施し、新潟市以南の地域へ積極的な医療及び介護の提供を行い、医療介護の連携を強化し在宅復帰の支援を行う。また、災害発生時には行政や地域と協力し防災拠点となりうる施設の構築であり、適正な面積で整備を行うことから妥当なものと判断される。

以上のことから、新津農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域内に当該施設用地を確保するものである。

### 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

### 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

事業名	地区名	工期（年度）	受益面積	うち農振農用 地区域面積	備考
国営阿賀野川用水農業水利事業	阿賀野川用水地区	H20～H26	15,160.0ha	4.0188ha	北陸農政局農村振興部農村計画課及び水利整備課に令和3年8月10日に支障のないことを確認した。

申出 A 病院  
申出 B 施設

C 保健センター  
D 保健センター

E 診療所  
F 病院